橿原市告示第 51 号

悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号。以下「法」という。)第 3 条の規定により、市内全域を工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出(漏出を含む。)を規制する地域(以下「規制地域」という。)に指定し、及び法第 4 条の規定により、規制地域における特定悪臭物質の種類ごとの規制基準(以下「規制基準」という。)を次のとおり定め、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用しますので、法第 6 条の規定により告示します。

平成24年 3月13日

規制地域の 区分 特定悪臭 物質の種類(単位)		一般地域	順応地域	その他の地域
アンモニア	(ppm)	1	2	5
メチルメルカプタン	(ppm)	0.002	0.004	0.01
硫化水素	(ppm)	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	(ppm)	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	(ppm)	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	(ppm)	0. 005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	(ppm)	0. 05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	(ppm)	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	(ppm)	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	(ppm)	0. 02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	(ppm)	0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド	(ppm)	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	(ppm)	0.9	4	20
酢酸エチル	(ppm)	3	7	20
メチルイソブチルケトン	(ppm)	1	3	6
トルエン	(ppm)	10	30	60
スチレン	(ppm)	0.4	0.8	2
キシレン	(ppm)	1	2	5
プロピオン酸	(ppm)	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	(ppm)	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	(ppm)	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	(ppm)	0.001	0.004	0.01

備考

- (1) 一般地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び風致地区並びに古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)第4条第1項の規定により指定された歴史的風土保存区域をいう。
- (2) 順応地域とは、一般地域及びその他の地域以外の地域をいう。
- (3) その他の地域とは、一般地域以外の地域で農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域をいう。

2 法第4条第1項第2号の規制基準

特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとに1に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和 47 年総理府令第 39 号)第 3 条に規定する方法により算出して得た流量

3 法第4条第1項第3号の規制基準

特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルに限る。)の種類ごとに 1 に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則第 4 条に規定する方法により算出して得た濃度。ただし、メチルメルカプタンに係る規制基準となる排水中の濃度は、この方法により算出した値が 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム未満である場合については、1 リットルにつき 0.002 ミリグラムとする。